新型コロナウィルス感染拡大の影響に伴い、朱字のとおり変更いたします。 (令和2年3月2日)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年2月26日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 理事 定光 裕樹

- 1. 競争入札に付する事項
 - (1) 件名 「令和2年度 新聞記事等クリッピング代行業務」
 - (2) 業務内容 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
 - (4)入札方法
 - 一般競争入札

入札金額は上記1. (2) の業務における総価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 下記全ての条件を満たすものとする。
 - (1)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する 公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
 - (2) 国の競争契約の参加資格(全省庁統一資格)の令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)における物品の製造・販売等に係る一般競争参加者のうち、「役務の提供等」で「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
 - (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
 - (4) 3. (2) にある入札説明書の交付を受けたもの。
 - (5) 一般競争入札に参加しようとする者は、「一般競争入札参加申請書」及び「資格 決定通知書の写し」を**令和2年3月17日(火)17時**までに下記3.(1)の場 所に持参もしくは郵送のこと。なお、該当資格を有しない者にのみ、令和2年3 月19日(金)14時までにメールで通知する。

- 3. 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
 - (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 総務部広報課

E-mail webmaster-jn@jogmec.go.jp Tel 03-6758-8106 Fax 03-6758-8008

(2) 入札説明書の交付

入札参加希望者に、上記3. (1) において**令和2年3月13日(金)17時**までの間の $10:00\sim17:00$ ($12:30\sim13:30$ を除く)で配布する。またはFAX あるいは郵送で交付することも可能とする。

※入札説明書の交付に際しての事前連絡は不要。

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年3月25日(水) 14時00分

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 13階会議室

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項 全額免除

- 5. その他必要な事項
 - (1)入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に 違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、機構が作成した予定価格の制限の範囲内で最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 入札説明会の有無

無

○ 契約に関する情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本 方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有 する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引 等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさ

せていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内 (4月に締結した契約については、原則として93日以内)